百二十二	セルペルカチニブ及びその製剤
百二十三	（略）
百二十四～二百四	（略）
二百五	（略）
二百六	三―ヨードベンジルグアニジン（^{131}I）及びその製剤
二百七	（略）
二百八～二百十一	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十一号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年九月二十七日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

エアコンディショナー	
［略］	［略］
店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。）	六百台（ただし、中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台。ビル用マルチエアコンディショナーの場合は、百台）
［略］	［略］

エアコンディショナー	
［略］	［略］
店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。）	六百台（ただし、中央方式エアコンディショナー（冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。以下同じ。）のうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台）
［略］	［略］

（新設）

百二十一	セルモロイキン及びその製剤
百二十二～二百二	（略）
二百三	溶血性連鎖状球菌をベンジルペニシリンカリウムとともに加熱し、凍結乾燥したものの及びその製剤

（新設）

二百四	ラムシルマブ及びその製剤
二百五～二百八	（略）